

○経済産業省令第 号

産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二条第六項の規定に基づき、経済産業省関係産業競争力強化法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

経済産業大臣 名

経済産業省関係産業競争力強化法施行規則の一部を改正する省令

経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成二十六年経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

	改正後	改正前
(新事業開拓事業者)		(新事業開拓事業者)

---

第二条 法第二条第六項の経済産業省令で定める事

業者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 次のイからホまでのいずれにも該当するもの

イ 次の(1)又は(2)に掲げる会社以外の会社

- (1) その発行済株式（その有する自己の株式を除く。(2)において同じ。）の総数の二分の一を超える株式が同一の大規模法人（資本金の額若しくは出資の総額が一億円を超える法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が千人を超える法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除く。以下(1)において同じ。）及

---

第二条 法第二条第六項の経済産業省令で定める事

業者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 次のイからホまでのいずれにも該当するもの

イ 次の(1)又は(2)に掲げる会社以外の会社

- (1) その発行済株式（その有する自己の株式を除く。(2)及び次号において同じ。）の総数の二分の一を超える株式が同一の大規模法人（資本金の額若しくは出資の総額が一億円を超える法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が千人を超える法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除く。以下(1)において同

---

び当該大規模法人と特殊の関係のある会社  
(次の①から③までに掲げる会社をいう。

(2)において同じ。)の所有に属している会社

① 当該大規模法人が有する他の会社の株式の総数又は出資の金額の合計額が当該他の会社の発行済株式又は出資(その会社が有する自己の株式又は出資を除く。

②及び③において同じ。)の総数又は総額の二分の一以上に相当する場合における当該他の会社

② 当該大規模法人及び①に掲げる会社が有する他の会社の株式の総数又は出資の

---

じ。)及び当該大規模法人と特殊の関係のある会社(次の①から③までに掲げる会社をいう。(2)において同じ。)の所有に属している会社

① 当該大規模法人が有する他の会社の株式の総数又は出資の金額の合計額が当該他の会社の発行済株式又は出資(その会社が有する自己の株式又は出資を除く。

以下この号及び次号において同じ。)の総数又は総額の二分の一以上に相当する場合における当該他の会社

② 当該大規模法人及びこれと①に規定する特殊の関係のある会社が有する他の会

---

金額の合計額が当該他の会社の発行済株式又は出資の総数又は総額の二分の一以上に相当する場合における当該他の会社

- ③ 当該大規模法人並びに①及び②に掲げる会社が有する他の会社の株式の総数又は出資の金額の合計額が当該他の会社の発行済株式又は出資の総数又は総額の二分の一以上に相当する場合における当該他の会社

(2) 「略」

ロくホ 「略」

二 既に事業を開始している者であって、次のイ

---

社の株式の総数又は出資の金額の合計額が当該他の会社の発行済株式又は出資の総数又は総額の二分の一以上に相当する場合における当該他の会社

- ③ 当該大規模法人並びにこれと①及び②に規定する特殊の関係のある会社が有する他の会社の株式の総数又は出資の金額の合計額が当該他の会社の発行済株式又は出資の総数又は総額の二分の一以上に相当する場合における当該他の会社

(2) 「略」

ロくホ 「略」

二 既に事業を開始している者であって、次のイ

---

---

から二までのいずれにも該当する者（これに類する外国法人を含む。）

イ 前号ロからホまでのいずれにも該当する者

ロ 次の(1)又は(2)に掲げる会社以外の会社

(1) その発行済株式（その有する自己の株式を除く。(2)において同じ。）の総数の二分

の一を超える株式（当該株式が組合（民法

（明治二十九年法律第八十九号）第六百六

十七条第一項に規定する組合契約で会社に

対する投資事業を営むことを約するものに

よって成立する組合又は投資事業有限責任

組合契約に関する法律（平成十年法律第九

十号）第二条第二項に規定する投資事業有

---

から二のいずれにも該当する者（これに類する外国法人を含む。）

イ 前号のロからホのいずれにも該当する者

ロ 次の(1)又は(2)に掲げる会社以外の会社

(1) その発行済株式の総数の二分の一を超える株式（当該株式が組合（民法（明治二十

九年法律第八十九号）第六百六十七条第一

項に規定する組合契約で会社に対する投資

事業を営むことを約するものによって成立

する組合又は投資事業有限責任組合契約に

関する法律（平成十年法律第九十号）第二

条第二項に規定する投資事業有限責任組合

をいう。）を通じて法人及び当該法人と特

---

---

限責任組合をいう。次号において同じ。）

を通じて法人及び当該法人と特殊の関係のある会社（次の①から③までに掲げる会社をいう。（1）において同じ。）の所有に属している場合を除く。ロにおいて同じ。）が同一の法人及び当該法人と特殊の関係のある会社の所有に属している者

① 当該法人が有する他の会社の株式の総数又は出資の金額の合計額が当該他の会社の発行済株式又は出資（その会社が有する自己の株式又は出資を除く。②及び③において同じ。）の総数又は総額の二分の一以上に相当する場合における当該

---

殊の関係のある会社（次の①から③までに掲げる会社をいう。以下この号において同じ。）の所有に属している場合を除く。以下この号において同じ。）が同一の法人及び当該法人と特殊の関係のある会社の所有に属している者

① 当該法人が有する他の会社の株式の総数又は出資の金額の合計額が当該他の会社の発行済株式又は出資の総数又は総額の二分の一以上に相当する場合における当該他の会社

---

他の会社

② 当該法人及び①に掲げる会社が有する他の会社の株式の総数又は出資の金額の合計額が当該他の会社の発行済株式又は出資の総数又は総額の二分の一以上に相当する場合における当該他の会社

③ 当該法人並びに①及び②に掲げる会社が有する他の会社の株式の総数又は出資の金額の合計額が当該他の会社の発行済株式又は出資の総数又は総額の二分の一以上に相当する場合における当該他の会社

---

② 当該法人及びこれと①に規定する特殊の関係のある会社が有する他の会社の株式の総数又は出資の金額の合計額が当該他の会社の発行済株式又は出資の総数又は総額の二分の一以上に相当する場合における当該他の会社

③ 当該法人並びにこれと①及び②に規定する特殊の関係のある会社が有する他の会社の株式の総数又は出資の金額の合計額が当該他の会社の発行済株式又は出資の総数又は総額の二分の一以上に相当する場合における当該他の会社

---

---

(2) [略]

ハ・ニ [略]

三 既に事業を開始している者であつて、次のイからニまでのいずれにも該当する会社

イ 第一号ロからホまで及び前号ハのいずれにも該当する会社

ロ その発行済株式（その有する自己の株式を除く。）の総数の二分の一を超える株式（当該株式が組合を通じて会社及び当該会社と特殊の関係のある会社（次の(1)から(3)までに掲げる会社をいう。ロにおいて同じ。）の所有に属している場合を除く。ロにおいて同じ。

）が同一の会社及び当該会社と特殊の関係の

---

(2) [略]

ハ・ニ [略]

[新設]

---

ある会社の所有に属している会社以外の会社

(1) 当該会社が有する他の会社の株式の総数又は出資の金額の合計額が当該他の会社の発行済株式又は出資（その会社が有する自己の株式又は出資を除く。(2)及び(3)において同じ。）の総数又は総額の二分の一以上に相当する場合における当該他の会社に

(2) 当該会社及び(1)に掲げる会社が有する他の会社の株式の総数又は出資の金額の合計額が当該他の会社の発行済株式又は出資の総数又は総額の二分の一以上に相当する場合における当該他の会社に

(3) 当該会社並びに(1)及び(2)に掲げる会社が

---

---

有する他の会社の株式の総数又は出資の金額の合計額が当該他の会社の発行済株式又は出資の総数又は総額の二分の一以上に相当する場合における当該他の会社

ハ その発行する株式が投資事業有限責任組合（投資事業有限責任組合契約に関する法律第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合をいい、新たな事業を創出し、及び当該事業の成長発展を図る事業者に対する資金供給を行うもの（事業の再生又は事業の承継を実施する事業者に対する資金供給を行うものを除く。）に限る。）の組合財産である会社又は科学技術・イノベーション創出の活性化に関

---

---

する法律（平成二十年法律第六十三号）第三  
十四条の六第一項の規定により出資を受ける  
同項第一号に掲げる者

ニ 次のいずれかに該当する会社

(1) その設立の日以後の期間が十年未満の会  
社であつて、直前の事業年度の確定した決  
算において、研究開発費の額の売上高の額  
に対する割合が百分の十以上であるもの

(2) その設立の日以後の期間が十年以上十五  
年未満の会社であつて、直前の事業年度の  
確定した決算において、研究開発費の額の  
売上高の額に対する割合が百分の十以上で  
あり、かつ、営業損失を生じているもの

---

備考 表中の「」は注記である。

## 附 則

この省令は、令和五年四月一日から施行する。